

男女共同参画 って どんなこと？

山梨県

男女共同参画社会ってなに？

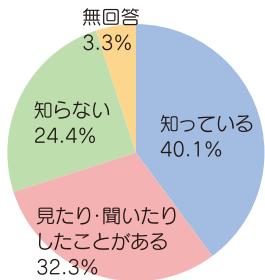
男性も女性もお互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会のことです。

男性も女性も意欲に応じて、家庭・学校・職場・地域のあらゆる分野で活躍することができます。



「男女共同参画社会」という用語の周知度

「知っている」「見たり・聞いたりしたことがある」をあわせて72.4%となっています。(第3次山梨県男女共同参画計画では、H28年度周知度100%を目指しています。)



(H22年度山梨県男女共同参画に関する県民意識／実態調査・県民生活・男女参画課)

男女共同参画はなぜ必要？

少子高齢化社会への対応

労働力人口が減少する一方、年金や福祉にかかるお金が増加し、十分な社会保障制度を維持していくことが困難となります。そこで、社会を活性化していくためには、男性も女性も同じように、皆で協力して社会を支えるシステムを整えていくことが必須となります。

山梨県合計特殊出生率:H24:1.43人→H25:1.44人
山梨県高齢者率:H24:24.7%→H25:25.7%

女性にとって

「男は仕事」「女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、性別に関わりなく、あらゆる分野に対等な立場で参画することが可能となります。

男性にとって

「労働時間を短縮して、子育てや地域活動に参加したい。」「本当は育児休業を取りたい。」などと思いながらできない男性にとっては、実現できるような雰囲気の職場が増えます。また、夫婦共働きの家庭にとっては、妻の就業によって、家計に余裕が生まれます。仕事ばかりにとらわれず、自分自身の個性や能力をより活かせる場が増えることとなります。

男女共同参画が実現すると どう変わる？

家庭では このように考えたことはありませんか？

- ・父親は一家の大黒柱として家庭を支えるのは当然。
- ・料理や掃除など家事全般は女性がするべき。
- ・家族の介護は妻や娘の役割。

男女共同
参画の
実現で

- ・性別に関係なく、家事・育児・介護など家族みんなで役割分担して協力します。
- ・仕事と家庭の両立が可能となり、精神的・時間的なゆとりが生まれます。
- ・お互いを思いやることで家族の笑顔が増えます！



共働き夫婦の生活時間(山梨県)

共働きの家庭の家事や育児などにかける時間（1日あたり）

- ・夫は42分
- ・妻は4時間11分
- 妻の方が長くなっています。



(2013年社会生活基本調査／総務省)

職場では

このように考えたことはありませんか？

- ・女性は家庭があるので、仕事の時間は短く。
- ・女性は責任の重くない仕事に携わるべき。
- ・育児休業・介護休業は男性は取らない方がいい。

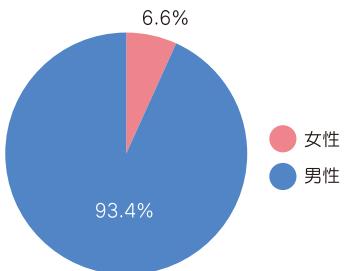
男女共同
参画の
実現で

- ・男女ともにそれぞれの視点を活かして興味のある仕事にチャレンジできます。
- ・一人ひとりの個性や能力を発揮して多様なアイデアが生まれます。
- ・仕事と生活の両立が可能になり、ゆとりができ、いきいき働くことができます。



企業における管理職(課長相当以上) に占める男女の割合

ここ数年ほぼ横ばいで、依然として女性が圧倒的に少ない状況です。



(平成25年度雇用均等基本調査／厚生労働省)

地域では

このように考えたことはありませんか？

- ・地域の清掃活動などは専業主婦や高齢者がするべき。
- ・自治会やPTAの会長は男性が務めるのが当たり前。
- ・自主防災活動・災害援助活動などは男性中心で行うべき。

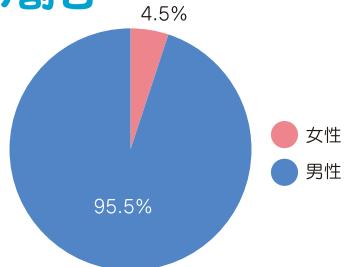
男女共同
参画の
実現で

- ・地域の様々な活動(町内会、自治会、ボランティア、文化・スポーツ活動等)に性別や世代に関係なく楽しく参加できます。
- ・地域活動における人手不足が解消します。
- ・多様な意見が地域の運営に反映され、誰もが暮らしやすい地域になります。
- ・世代・性別を超えた交流が深まり、地域が活性化されます。



自治会長に占める男女の割合

ここ数年ほぼ横ばいで、依然として女性が圧倒的に少ない状況です。



(H25女性の政策・方針決定過程への参画状況調べ／内閣府)

学校では このように考えたことはありませんか？

- ・「女の子はおとなしく女の子らしく、男の子はたくましく男の子らしく。」
- ・女子(男子)とは意見が合わない。
- ・女子が野球選手、男子が新体操選手になりたいと思うのはおかしい。



男女共同参画の実現で

- ・性別に関わりなく「自分らしさ」を大切にいろいろなことにチャレンジできます。
- ・個人の意思や能力を尊重した進路選択ができます。
- ・成長に応じた友達や家族との人間関係が築けます。



みんなで築こう！ 男女共同参画社会

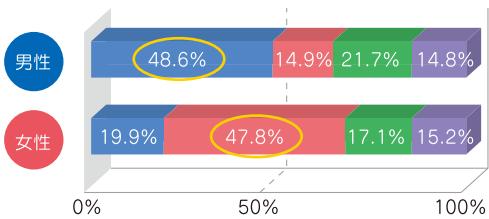
ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランス(WLB)とは、誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、プライベートなどのさまざまな活動について、自分の希望するバランスで展開できる状態のことです。自分に合ったバランスを見つけて、いきいきとした毎日を過ごしましょう！



仕事と生活の優先割合

男性の約半数が「仕事優先」
女性の約半数が「生活優先」
となっています。



■ 「仕事」優先

■ 「生活(家庭生活、地域・個人の生活)」優先

■ 「仕事」「生活」をともに優先

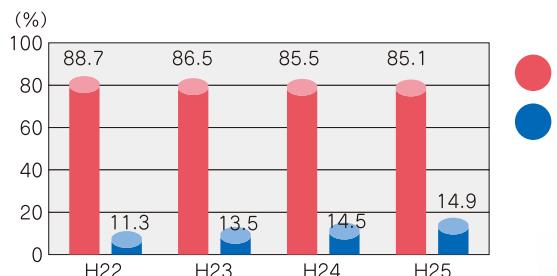
■ わからない

(H24仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に影響を与える生活環境に関する意識調査／内閣府)

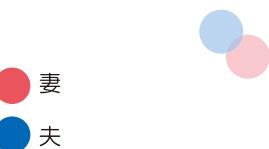


妻と夫の家事分担割合の平均

妻と夫が行う家事の総量を100とした場合、**妻の分担割合は85%を超えていました。**妻の分担割合が低下し、夫の分担割合が上昇しましたが、変化はごく僅かです。

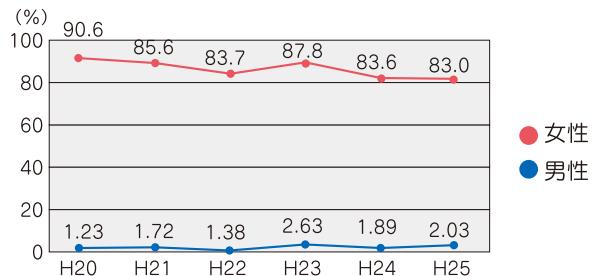


(2013年全国家庭動向調査・国立社会保障／人口問題研究所)



育児休業取得率

女性労働者の取得率は、80%を超えていますが、僅かながら減少傾向にあります。一方、男性労働者の取得率は依然として低い状況です。



(平成25年度雇用均等基本調査／厚生労働省)



DV・デートDVの根絶

DVとは、配偶者や恋人など親密な関係にある又はあった者から振るわれる暴力のことです。高校生や大学生など10代～20代の若い世代の間でも「交際相手からの暴力」が起きており、これをデートDVといいます。

**DV、デートDVは重大な人権侵害です！
決して許されるものではありません！**



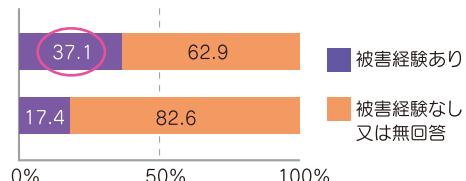
DVは身体的暴力だけではありません。

- ◆身体的暴力: 「殴る」「蹴る」等
- ◆精神的暴力: 「人格を否定するような
暴言を吐く」等
- ◆性的暴力: 「性行為を強要する」等
- ◆経済的暴力: 「生活費を渡さない」等



配偶者からの被害経験の有無

女性の約3人に1人が
被害にあっています。

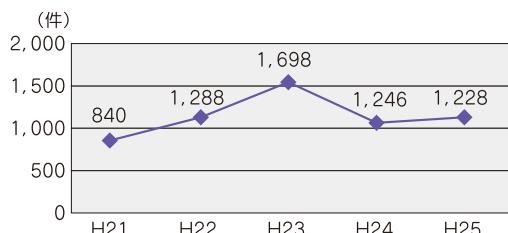


(H22年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査／県民生活・男女参画課)



山梨県配偶者暴力相談支援センターでの DV相談件数

H23年度から減少傾向にありますが、10年前(H15年度:280件)と比べると4倍以上に増加しています。



(H25年度山梨県県民生活・男女参画課調べ)

全国一斉に、毎年11月12日から
11月25日までは「女性に対する
暴力をなくす運動」期間です。

毎年、国や各都道府県では、講演会開催やDV・
デートDV防止啓発ポスターの作成などさまざまな
周知運動を行っています。女性に対する暴力根
絶のシンボルである“パープルリボン”
にちなんで、女性に対する暴力の根絶と、
被害者に対して「あなたは一人ではない!
相談をしてください。」というメッセージを込めて、
全国的に“パープルライトアップ”運動が行われて
います。



ココリ・山梨県



彦根城・滋賀県



東京タワー・東京都

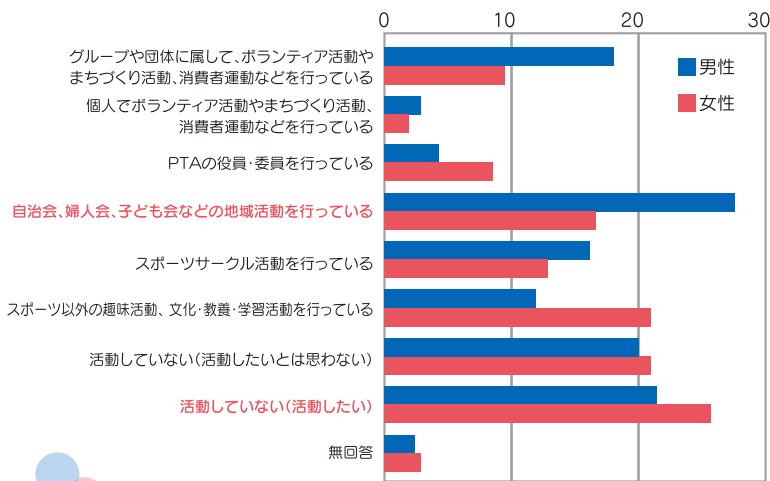
地域の活動

身近な生活の場として、地域社会は生活の基盤となるものです。男女がともに力を合わせて、自治会活動、地域おこし・まちづくり・観光振興等に携わり、また、防災・災害復興・防犯活動等に参加することで、いきいきとした地域社会づくりをめざしましょう。



地域活動は？

- ・男性は「自治会、婦人会、子ども会などの地域活動を行っている」女性は「活動していない(活動したい)」が最も多くなっています。
- ・男性に比べると女性の地域参加の割合が少なくなっていますことが分かります。



(H22年度山梨県男女共同参画に関する県民意識・実態調査／県民生活・男女参画課)

女性の活躍促進

少子高齢化と生産年齢人口の減少が進む中で、活力ある地域社会を維持していくために、女性の活躍の推進が喫緊の課題となっており、国では、「日本再興戦略」において、次のような施策・方針を掲げています。

1 女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与等

- ・企業への助成金制度等による支援を充実させ、好事例を顕彰する仕組みの拡充を進めるとともに、女性人材のデータベース化等を行う。

2 女性のライフステージに対応した活躍支援

- ・子どもが3歳になるまでは、希望する男女が育児休業や短時間勤務を選択しやすいよう、職場環境の整備を働きかけ、育児休業中や復職後の能力アップに取り組む企業への助成制度を創設する。
- ・「イクメン」の普及等、男性の家事・育児等への参画を促進する。
- ・社会人の学び直し支援等を行うほか、女性の起業等を促進する。



3 男女が共に仕事と子育て等両立できる環境の整備

- ・テレワークの普及に向けた多様で柔軟な働き方を推進する。
- ・「待機児童解消加速プラン」を展開し、保育の受け皿を新たに確保する。

山梨県の男女共同参画への取組

- 平成11年6月「男女共同参画社会基本法」制定
- 平成14年3月「山梨県男女共同参画推進条例」制定
- 「第3次山梨県男女共同参画計画」策定
(計画期間:平成24年度～28年度)



「第3次山梨県男女共同参画計画」 の基本目標

- ① 「男女共同参画社会を形成するための意識改革」
- ② 「男女共同参画による豊かな地域社会づくり」
- ③ 「男女がいきいきと働くことができる環境づくり」
- ④ 「女性の人権と健康に配慮した社会づくり」
- ⑤ 「国際社会を視野に入れた男女共同参画の促進」



相談窓口のご案内

総合相談では、さまざまな悩みを受け付けています。また、配偶者等からの暴力(DV)に関するお悩みは配偶者暴力相談支援センターにご相談ください。



女性の総合相談 配偶者暴力相談支援センター

	受付曜日	相談受付時間	電話番号
女性相談所 (甲府市北新1-2-12)	月～金	電話9:00～20:00 面接9:00～17:00	055-254-8635 (相談専用)
男女共同参画推進センター ぴゅあ総合 (甲府市朝氣1-2-2)	毎日 (第2・4月曜日 を除く)	電話9:00～17:00 面接9:00～16:00	055-237-7830 (相談専用)



男性の総合相談

	受付曜日	相談受付時間	電話番号
男女共同参画推進センター ぴゅあ富士 (都留市中央3-9-3)	毎月第1日曜日	電話13:00～17:00	0554-56-8742 (相談専用)

発行 平成27年5月

山梨県企画県民部県民生活・男女参画課

〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

TEL 055-223-1358 FAX 055-223-1354

HPアドレス：<http://www.pref.yamanashi.jp/kenmin-skt/index.html>